

児島惟謙自筆原稿・権利競争論序について

山川 雄巳

一 寄贈文書について

平成十三年（二〇〇〇年）三月三〇日、本学の校祖の一人、児島惟謙先生の自筆文書が、惟謙の曾孫・児島惟富氏の夫人、児島康様から、関西大学法学研究所に寄贈された。

このことは『関西大学通信』第二八二号（二〇〇〇年六月一二日付）と『関大』第四九八号（二〇〇〇年七月一五日付）で報道されたため、すでにご存知の方も多いと思うが、本誌への寄稿を求められたこの機会に、寄贈文書の内容や寄贈の経過などについて、すこし詳しく述べさせていただくことにしたい。

寄贈された文書は、宇都宮五郎が訳したイエーリング著『権利競争論』への序文で、單紙半枚に筆と墨で書かれており、大きさは縦二七・五cm、横一七・八cmである。文書は次のとおりである。

権利競争論序

弱肉強食。動物之真相也。唯人有法理之制裁。而不得擅其欲耳。匹夫之相競。優者必勝。鄉党之相爭。劣者必敗。吾人之当研究者。夫唯吾人之権利乎。天下之大。

匹夫之集合也。各国之多。郷党之積堆也。苟人権伸張。而國権不振者。天下豈有此理哉。予友宇都宮五郎。有

慨時事。訳権利競争論。求予序。由題一言於卷首云。

明治二十六年十月 日

児島惟謙

ここに掲げた写真でお分かりのように、文章はのびのびと氣持よく書かれており、句点の丸で区切られている

権利競争論序
福田達食。動物之真相也。唯人有法理之制裁。而不得擅其被耳。正義之相競。優秀之勝。郷黨之相争。劣者之敗。吾人之當研究者。夫唯吾人之権利守。天下之太平。夫之革命也。各國之立タ。郷黨之積堆也。苟人権伸張。而國権不振者。天下之有地理哉。予文字部宮五郎。有慨時事。譯権利競争論。求予序。由題一言於卷首云。

明治二十六年十月日

児島惟謙

寄贈文書・権利競争論序

ことからみて、これは印刷にまわした原稿ではなくて、手控えの原稿であつたと思われる。⁽¹⁾

「明治二十六年」（一八九三年）といえば、一〇七年も前のことで、本学の前身・関西法律学校ができてから七年経った年であるが、この年の九月一二日に、訳者の宇都宮五郎は宇和島で『権利競争論』を自費出版したとされている。⁽²⁾

惟謙のこの序文の日付は「明治二十六年十月 日」だから、さきの「九月一二日」のすこし後に書かれたわけである。つまり宇都宮の訳書が自費出版されたあとに、この序文は書かれたということになる。

ところが惟謙は、もう一通、法学研究所に寄贈されたものとは別の『権利競争論』序文を書いているのである。それは宇都宮が、翌年・明治二七年八月一〇日に、哲学書院という出版社から刊行した権利競争論訳書に掲載された序文である。

本学図書館所蔵の哲学書院本によれば、それは、次のような文章である。

権利競争論序

弱肉強食動物之真相也。唯人有法理之制裁而不得擅其欲耳。匹夫之相競，優者必勝。鄉党之相爭劣者必敗。吾人之當研究者，其唯吾人之権利乎？天下之大匹夫之集合也。各國之多鄉党之積堆也。苟人權伸張而國権不振者，天下豈有此理哉？予友宇都宮五郎有慨時事，利競争論求予序因題一言於卷首云。

明治廿七年七月

児島 惟謙

印 印

哲学書院版の序文の写真を一見して分かるように、惟

謙は、明治二六年の序文を、いわばヨソユキのかたちに新しく書きなおしている。また明治二六年の序文と比較すると、明治二七年の序文には次のような推敲のあとが見られる。第一に、「明治二六年の序文での「吾人之當研究者」が「夫」が「其」になつていて、「予友宇都宮五郎有慨時事」に「於」が挿入されている。第三に、「由題一言於卷首云」の「由」が「因」と書きかえられている。そしてもちろん「明治二十六年十月一日」が「明治廿七年七月」と變つている。なお、この哲学書院版の序文に押された惟謙の印は、写真でわかるように朱印であつて、その生々しさにいささか異様な感じさえ受ける。

序文を意訳すれば次のようになるだろう。

権利競争論序

弱肉強食は動物界の真相である。だが人間には法理にもとづく制裁があつて、その欲望をほしいままにすることが許されていない。通常人が競いあえば、かな

権利競争論序

弱肉強食動物之真相也
唯人有法理之劣裁而小得擅其物耳近來之相競
優者必勝弱者必敗吾人之嘗研究者小

之大正亥之革命也各國
之魚鄉黨之橫推地苟人國
權伸張而國權之振者天人
小生有此理哉乎友宇都部
利覽爭論亦予序因題一権者
於卷首云

天下といえは大層なようだが、所詮は普通の人間の
集合にすぎない。国にしても、結局は集団の堆積にす
ぎないのである。それゆえ、人権が伸張するときは、
國權も大いに振うし、人権が尊重されないとときは、國
權も萎縮するということになるのである。

わが友・宇都宮五郎は、時事に識見ある人物である
が、このほど権利競争論を訳し、これに序を寄せてほ
しいという。ゆえにその労を多とし、序文を書く次第
である。

明治二七年七月

児島惟謙

明治二七年七月

児島惟謙



権利競争論哲学書院版・序

く、加藤弘之（序文の日付は、三月二七日）、富井政章
実は、この哲学書院版の訳書には、児島惟謙だけでな

(四月)、穂積陳重（三月二十七日）といった当時の法曹界のお歴々も序文を寄せていているのだが、これらについての個別的紹介は省略する。宇都宮自身の序文は六月二四日付で、児島の序文は七月付である。一見、最も遅い執筆となるが、じつはすでに早く、前年の一〇月に序文草稿が用意されていたことを、法学研究所への寄贈原稿は証しているわけである。

二 訳書としての『権利競争論』について

訳書の構成は次のようである。

イエーリングの肖像写真

一ページ

加藤、児島、富井、穂積の序文

一八ページ

宇都宮の序文

一五ページ

凡例

一五ページ

イエーリング略伝

一七ページ

第五版へのイエーリング自身の序

一一四ページ

（四月）、穂積陳重（三月二十七日）といった当時の法曹

アメリカ版の訳者序文
一八ページ
権利競争論内容目次
一一七六ページ

権利競争論本文
一一七六ページ

宇都宮が訳した『権利競争論』の原書は、有名なルドルフ・フォン・イエーリング (Rudolf von Jeiring, 1818-1892) の *Kampf ums Recht*, 1872 であるが、訳書には、いま掲げた構成表が示すように「アメリカ版の訳者序文」という八ページの記載がある。これが示唆する

ように、じつは宇都宮の訳はドイツ語版原書からの直接訳ではなくて、ジョン・J・レーモアというアメリカの弁護士が訳した英訳版 *Struggle for Law*, 1879 を底本とする重訳なのである（このことは凡例の第一ページ、訳文第一ページの冒頭にも明記されている）。

本文の訳文は漢字ひらがな混り文であるが、その他の部分は漢字カタカナ混り文である。なお宇都宮は、訳文の欄外に小見出しをつけ、読者の理解を助けるよう工夫している。

本書の先頭に掲載されたイエーリング略伝については、宇都宮は、仁保亀松のイエーリングに関する伝記的研究（『法学協会雑誌』第一〇巻第一一二号と第一一巻第一号に掲載）によつたと断つてゐる。

訳書の成立経過について宇都宮が凡例において述べてゐるところによれば、かれはこの英訳版を明治二三年に東京で入手し、日本でまだ理解がたりないところのある権利の概念を明らかにするうえで大いに有益な本と考えて、明治二六年に神戸で訳出の作業を始めた。その訳業のことがたまたま友人たちの知るところとなつて公刊をすすめられ、さらに郷里の先輩であり法律学者として著名な穂積陳重も出版するよう励ましてくれたため、公刊する氣持が固まつたとのことである。

イエーリングは、この『権利競争論』（*Kampf ums Recht*）に先立つ大著『ローマ法の精神』（*Geist des Römischen Rechts*, 1852-83）や、『法における目的』（*Zweck im Recht*, 1877-84）などをによつてすでに著名な法学者である。かれはもとは歴史法学派に属した法学

者であつたが、法をつくる原動力は社会にはたらく目的であるという認識に達し、一九世紀末の法学界で大きな影響力をもつよくなつたのである。

イエーリングの『権利競争論』、——タイトルとしては今ではむしろ『権利のための闘争』のほうが一般的になつてゐるが——これは、かれがウイーン大学を去るにさしておこなつた講演をまとめたもので、一般人向けの啓蒙的な著作であるが、非常に評判がよくて版を重ねることになつた。現に宇都宮が底本とした英訳書は、ドイツ語版第五版を底本としていた。

イエーリングは本書第一〇版の序文（一八九一年）において、一八八六年に西周による日本語訳が出たと書いており、外国で訳書が出版されることにも並々ならぬ関心をはらつていたようだ。⁽³⁾かれが一八九二年に死去したため、一八九四年に出た第一一版の序文はイエーリングの友人エーレンベルグが書いているが、これには残念ながら宇都宮の訳書についての言及はない。⁽⁴⁾

イエーリングの書の冒頭に掲げられた「権利＝法の目

的は平和であり、そのための手段は闘争である」（村上淳一訳『権利のための闘争』岩波文庫、二九ページ）といふ言葉は非常に有名であり、私なども法学部学生のころ、講義で教えられたものである。

参考のため、この部分の宇都宮訳を引用しておくことにしよう。

「権利の目的は平和に在り、而して此目的を得るの方法は則ち戦闘なり、権利にして害悪の侵撃を抗拒するの準備をなさざるを得ざるの間は、権利は決して戦闘と離る可らず、而して害悪の侵撃は、未来永劫已む時なきを知れば、権利も亦た竟に戦闘を蟬脱するの期なきを識るべし、故に権利の生涯は競争なり、国際の競争や国権の競争や各階級間の競争や各個人の競争や、皆是れ権利競争の現象なり、世界に存する所の権利は一として争闘に由て得たる者ならざるはなし」（宇都宮訳、一〇二ページ）。宇都宮訳は、今ではかなり難解だが、当時としては難解というほどでなく、なかなか巧みな、また良心的な訳であるといつてよいであろう。

三 寄贈の経緯などについて

次に、これまで説明してきた惟謙自筆文書が、関西大学法学院に寄贈されるにいたつた経緯について述べることにしよう。簡単に述べたいのであるが、そうもないかない事情があつて、すこし長くなるかも知れないが、お許し願いたい。

私が惟謙の曾孫の児島惟富先生に初めてお目にかかつたのはすでに一〇年も前の一九九一年三月一八日の午後のことであつた。場所は千代田区九段北四丁目一番五号の市ヶ谷法曹ビルである。そこにあつた児島惟富法律事務所の応接室でお会いしたのである。先生のひたいのあたりの感じが惟謙の肖像のそれと非常によく似ていることが印象的であつた。

あのときの出会いが、多年途絶していた児島家と関西大学との直接的な関係が復活する端初だつたと思う。

そのときの私の用件は、同年五月に開催しようと、準備をすすめてきていた大津事件判決一〇〇周年記念行事へのご協賛を、法学研究所長としてお願いすることであった。惟富先生は、惟謙自筆の文書を「児島惟謙と関西大学展」に出品することを快く約束してくださつただけでなく、さらに惟謙の思い出を語る一文を、私が編集した『危機としての大津事件』に寄稿してくださることになつたのである。⁽⁵⁾

翌日の一九日、私は大東文化大学に学長の穂積重行先生をお訪ねして、先生にも記念行事へのご協力をお願いした。穂積先生も大津事件日誌の写しや穂積陳重宛電報などの貴重な歴史的文書の貸し出しをお認めくださつただけでなく、『穂積歌子日記』（みすず書房刊、一九八九年）を法学研究所に寄贈してくださつた。⁽⁶⁾

さらに三月二十五日には私は宇和島の緒方家を訪問して、緒方真澄先生にお目にかかることができた。いうまでもなく緒方家は児島惟謙の実家であつて、当時、聖カタリナ大学教授であられた緒方真澄先生は、緒方家の現代の

当主であられるのである。先生は惟謙の書を展示のためにお貸しくださつただけでなく、法学研究所の主催したシンポジウムと講演会で報告者・討論者として参加してくださることになつた。⁽⁷⁾ 先生の奥様が社長をなさつている緒方酒造が大津事件判決一〇〇周年を記念して特別に醸造した日本酒「児島惟謙」を何本か法学研究所等に寄贈してくださつたことも、忘れられない思い出である。

以上の叙述から分るよう、児島惟富先生、緒方真澄先生、穂積重行先生をはじめとする児島惟謙および大津事件判決の関係者の子孫の方々と関西大学法学研究所とのおつきあいがはじまつたのは、このように、いまから一〇年前の大津事件判決一〇〇周年記念事業の開催準備を契機とするのである。

展示会、講演会、シンポジウムから成る一九九一年五月の記念事業が終わつたあと、法学研究所が児島家、緒方家、穂積家などからお借りしていた各種の文書・資料を、丁重なお礼の言葉をそえて、すべて返却申しあげたことはいうまでもないが、そのあと一九九三年四月から

九七年にかけて、緒方先生が法学研究所の客員研究員として児島惟謙研究班（代表者は市川訓敏教授）に参加され、本学の研究者たちと密接な交流を保たれるようになつたことは有難く嬉しいことであった。

しかし、一九九六年一二月二六日に悲しい出来事が起つた。児島惟富先生が五三歳で急逝されたのである。しかも、児島法律事務所が閉鎖されるだろうというお知らせを奥様の康夫人からいただくことになった。

このため私は、児島康夫人にご連絡して、事務所に保管されているはずの惟謙の大津事件日誌などの重要文書が、事務所閉鎖とともにう混乱のうちに行方不明になつたりしないよう配慮していただきたい、とお願ひするとともに、所在確認のお手伝いをするために、市川訓敏、市原靖久両教授に出張してもらうよう手配したのであつた。

だが恐れていたことが起つた。さしせまつた事務所閉鎖の圧力、短期間の滞在期間といった条件のもとでは、慧眼の両教授をもつてしても、大量の書類ファイルのな

かに埋没した惟謙関係文書の綴りを発見することができなかつたのである。

このようにして、失望の二年間がたち、もうダメだろうと思つていたところ、一九九九年の六月になつて康夫人からの朗報が入つた。「あれからもあきらめずに丹念に書類の山をほぐす作業を重ねてきたのですが、最近になつてとうとう大津事件関係のものと思われる文書を収めた袋がみつかりました」といわれるのである。

この報に接して、私がどれほど嬉しく思つたことであらうか。『大津事件日誌』はすでに東洋文庫版などとして印刷刊行されているとはいえ、その原本が保存されているか否かで、大変な懸隔がある。それに、これまで発見されていなかつた文書もその袋に含まれているかも知れないではないか。奥様はじめ児島家の皆様の根気にただ感謝するばかりであつた。

さつそく私は、六月二六日に、市川訓敏教授と井河俊一法学研究所事務長とともに児島家を訪問し、現物を確認させていただくことにしたのであるが、東京都練馬区

はり歴史的文書のほうに向けられたのであつた。

拝見した文書のなかには、さきの大津事件一〇〇周年記念行事のさいにお借りできなかつたものもあつたので、研究のためにとお願いして、次のような文書を二〇〇〇年三月末日までお借りすることができた。写真撮影の許可もいただいた。



児島惟謙先生夫妻の墓

上石神井のお宅を訪問するのに先だつて、品川の海晏寺を訪れ、惟謙先生、惟富先生らのお墓にお詣りすることにした。ここに写真を掲げたのは、惟謙先生夫妻のお墓である。

訪れた児島家で夫人が袋から取り出して見せてくださ

つたのは、まぎれもない惟謙の大津事件日誌をはじめとする文書たちであつた。第一手記がかなり痛んでいたのが印象に残つた。惟謙が揮毫した軸物も何点か拝見した。なかなかいいものがあつたが、私たちの主たる関心はや

- 10 山県有朋司法大臣宛・上申書 大審院判事連名等
- 9 『権利競争論』序 惟謙先生自筆、宇都宮五郎訳・イエーリング著
- 8 履歴（明治十八年五月付。大阪控訴裁判所用箋）
- 7 履歴（明治十七年七月七日まで。大阪控訴裁判所用箋）
- 6 仕官上の履歴（明治二十五年九月まで）
- 5 履歴・衆議院議員当選承諾書
- 4 惟謙先生自筆書簡・堀部彦次郎宛および封筒
- 3 西郷隆盛論
- 2 辞叙歎表
- 1 大津事件日誌摘録原稿



児島夫人へ感謝状贈呈

二通

11 児島伝記作成用メモ（『世界新聞』原稿用紙の裏面を使用したもの）

12 町井義治書簡・寺村重之助宛および封筒

法学研究所に運ばれた文書は、市川教授らによつて研究されたが、やがて二〇〇〇年の三月がきた。そこで、三月一五日に、私、市川教授、芝明子・法学研究所事務長補佐の三人が石神井の児島家まで持参して直接返却申しあげることにしたのであるが、奥様がかねて表装して室内に飾りたいというご希望をもらしておられた堀江彦次郎宛の惟謙書簡だけは、京都の一流の経師屋に依頼して額装してもらつたうえ、別送で前日にお届けしておいたのである。奥様がお喜びになつておられるのを見て嬉しく思つた。

それからしばらくたつて、私たちはさらに嬉しい経験をすることになった。三月二九日のこと、関西大学法学研究所に一番ふさわしいだろうということで、惟謙先生自筆の「権利競争論序」を寄贈してもよいという奥様か

らの電話でのお申し出を受けることになったのである。

以上が惟謙自筆文書が寄贈されるにいたつた経緯のあらましである。

次に惟謙先生自筆文書をどのように形で保存することにしたかということであるが、これについては、さきに書簡の額装を依頼した専門店と相談したうえで、まず文書を裏打ちして帙におさめることにした。箱帙は国宝三千院文書の保存用帙と同材料・同仕様を用い、裏打ち紙は「やしや」で染色した手漉き楮紙を使用することにした。帙の表題および寄贈者名などは法学研究所長である私が執筆したのである。

保管場所については、本学図書館貴重書庫がもつとも適当であろうと思われる所以、五月一九日付で、山野博士図書館長宛に保管の依頼状をお送りし、現在そこで保管されている。

私がとくに法人に感謝しているのは、二〇〇〇年六月八日の法学研究所等施設の起工式が旧西研跡の用地で挙

行されるにさいして、児島康夫人を主賓としてお招きしてほしいという願いを聞き届けてくれたことである。このようにして児島惟謙先生の直系の遺族が、創立一一四年にして初めて、関西大学を訪問されることになったのである。そして起工式の直会の席上、多数の出席者の盛大な拍手のうちに、寄贈についての感謝状が、大西昭男理事長から児島夫人に手渡されたのであつた。

最後に、このたびのご寄贈について、児島康夫人と児島家の皆様に衷心より感謝の意を表するとともに、関西大学法学部の市川訓敏教授と市原靖久教授の多年にわたり協力に感謝し、有難うと言つておきたい。

注

- (1) さきに『関西大学通信』に掲載された寄贈文書についての法学研究所による紹介記事では、文書の日付が「明治二十七年七月」とされていた。これは「明治二十六年十月」の誤りである。お詫びして訂正しておき

たい。

(2) 竹下賢「児島惟謙『権利競争論』（イエーリング著・

宇都宮五郎訳）序文（解題）」（市川訓敏・市原靖久・

竹下賢・吉田栄司・大西嘉彦『続・児島惟謙の航跡、

関西大学法学研究所、一九九八年）一四五ページ、および山口迪彦「イエーリングと近代日本法思想(2)」、（『名古屋音楽大学研究紀要』第一二号）一一二ページ以下を参照。

(3) 村上淳一訳・イエーリング『権利のための闘争』

（岩波文庫、一九八二年）一二ページ。

(4) 村上・前掲訳書、二七二二八ページ。なお、イエーリングの『権利のための闘争』についての解説としては、村上・前掲訳書、一四一一五〇ページ、和田小次郎「イエーリング」（宮沢俊義他『法律思想家評伝』日本評論社、一九五〇年、一二三一五七ページ）、を参照。

(5) 児島惟富「曾祖父児島惟謙のこと」、山川雄巳編『危機としての大津事件』、関西大学法学研究所、一

九九二年、二二二七一二七八ページ）。

(6) 穂積重行「その『直後』（危機としての大津事件、二二九一二三五ページ）には歌子日記についての記述

がある。

(7) 緒方真澄「司法権の独立と児島惟謙」（危機としての大津事件、三五一五〇ページ）、同・記念シンポジウム・コメント（『危機としての大津事件』、一七三一七五ページ）。

（やまかわ・かつみ 関西大学法学研究所長）